

長浜市告示第97号

長浜市新生児聴覚検査事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市新生児聴覚検査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新生児聴覚検査の実施について（平成19年1月29日付け雇児母発第0129002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に基づき新生児に対して聴覚検査（以下「新生児聴覚検査」という。）を実施し、及び新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成することにより、新生児の聴覚障害の早期発見及び適切な支援並びに新生児の保護者の経済的負担の軽減を図り、新生児の保護者が安心して出産し、子どもを育てることができる環境を整備することを目的とする。

(実施方法)

第2条 新生児聴覚検査は、市長が新生児聴覚検査の業務を委託する一般社団法人滋賀県医師会又は一般社団法人滋賀県助産師会が指定する滋賀県内の医療機関及び助産所（以下「委託医療機関等」という。）において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、委託医療機関等以外の医療機関及び助産所（国内に限る。以下「委託外医療機関等」という。）において、新生児聴覚検査を行うことができる。

3 新生児聴覚検査の検査項目は、自動聴性脳幹反応（自動ABR）検査、聴性脳幹反応（ABR）検査及び耳音響放射（OAE）検査とする。

4 新生児聴覚検査は、生後3か月未満の児に対して実施するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、生後6か月未満の児を対象とすることができる。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新生児聴覚検査を受診した新生児（以下「受診新生児」という。）の保護者であって、新生児聴覚検査の受診日において市の住民基本台帳に登録されているものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、新生児聴覚検査に係る費用を対象経費とし、受診新生児1人につき4,000円を限度額とする。

(受診券の交付)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定による母子健康手帳の交付に併せて、新生児聴覚検査受診券（別記様式。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 市長は、他の市町村において母子健康手帳の交付を受けて市に転入した者に対し、当

該転入者の新生児が新生児聴覚検査を受診していない場合は、受診券を交付するものとする。

(受診)

第6条 助成対象者は、受診券を委託医療機関等に提出し、新生児に新生児聴覚検査を受診させるものとする。

(助成金の交付方法)

第7条 市長は、前条の規定により新生児を受診させた助成対象者に対し交付する助成金相当額を、当該助成対象者が新生児を受診させた委託医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があった場合は、当該助成対象者に対し助成金の交付があったものとみなす。この場合において、当該助成対象者は、当該助成金の額を限度とする範囲で、新生児聴覚検査に係る費用を負担しないことができるものとする。

(審査及び支払の委託)

第8条 市長は、前条第1項の規定による支払に係る審査及び支払並びに第10条第2項の規定による助成金の交付に係る審査及び支払を、当該審査及び支払が適切に実施できると認める者（以下「審査支払委託機関」という。）に委託して行うものとする。

(委託医療機関等に対する支払)

第9条 委託医療機関等は、新生児聴覚検査を実施した月ごとに、当該新生児聴覚検査に係る受診券を添えて、審査支払委託機関に助成金相当額を請求するものとする。

2 審査支払委託機関は、前項の請求があった場合は、その内容を審査の上で当該請求を受けた日から30日以内に、当該請求に係る受診券を添えて助成金相当額を市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、速やかにその内容を審査の上で当該助成金相当額を審査支払委託機関に支払うものとする。

4 審査支払委託機関は、前項の規定による支払があった場合は、速やかに第1項の規定に基づき請求を行った委託医療機関等に助成金相当額を支払うものとする。

(委託外医療機関等における受診等)

第10条 委託外医療機関等で新生児に新生児聴覚検査を受けさせようとする助成対象者（以下「委託外医療機関等受診者」という。）は、事前に長浜市妊産婦健康診査事業実施要綱（令和6年長浜市告示第209号。以下「妊産婦健診要綱」という。）第10条第1項の妊産婦健康診査・新生児聴覚検査・1か月児健康診査県外受診申出書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、委託外医療機関等受診者に対し償還払の方法により助成金を交付するものとする。

3 委託外医療機関等受診者は、委託外医療機関等に対して新生児聴覚検査に係る費用を支払い、新生児を受診させた日の属する月の3か月後の月の10日までに受診券を添えて、審査支払委託機関に助成金を請求するものとする。

4 市長は、前項に規定する請求期限までに請求できなかった者にやむを得ない事情があると認める場合は、当該請求できなかった者に係る請求期限を新生児を受診させた日の属する年度の翌年度の3月31日とすることができるものとする。

5 前条第2項から第4項までの規定は、第3項の請求について準用する。この場合にお

いて、同条第2項中「前項」とあり、及び同条第4項中「第1項」とあるのは「第10条第3項」と、同項中「委託医療機関等」とあるのは「委託外医療機関等受診者」と、「助成金相当額」とあるのは「助成金」と読み替えるものとする。

(事後指導)

第11条 市長は、新生児聴覚検査の結果及び健康状態から保健指導を要すると認める者について、必要に応じて訪問指導、療養援護、医療的給付等の事後指導を徹底するものとする。

2 委託医療機関等及び委託外医療機関等は、市長と連携して、保健指導及び医療が適切に行われるよう指導するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に妊産婦健診要綱の規定により交付を受けている受診券（新生児聴覚検査に係るものに限る。）は、この要綱の規定により交付を受けた受診券とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある妊産婦健診要綱に定める様式による妊産婦健康診査等県外受診申出書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第 5 条関係）

「子どもの住所地が異なる場合は
市町にお問い合わせください。」

交付 No - _____

新生児 聴覚検査受診券

＊太枠内をご記入の上、委託医療機関等にご提出ください。

本人記入欄

ふりがな 母氏名		生年 月日	年 月 日生
検査受診児 氏 名		生年 月日	年 月 日生
住所	長浜市 町 番地 TEL ()		

委託医療機関等の長 様
上記の検査を依頼します。

長浜市長

上記の者について、新生児聴覚検査として下記の検査内容を実施したので報告しま
す。
長浜市長 あて

医療機関記入欄

受診年月日	年 月 日
検査内容	☐ 自動 ABR ☐ OAE ☐ ABR
検査結果	右 ☐ パス ☐ リファアー 左 ☐ パス ☐ リファアー
特記すべき 事 項	

請求額	_____ 円 (_____ 円上限)
-----	----------------------

医療機関名 _____ ⑩